

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年11月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200063号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200017号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月6日の標準賞与額を7万円とすることが必要である。
令和元年12月6日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月6日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「令和元年12月6日賞与計算 支給・控除一覧表」(以下「賞与一覧表」という。)により、請求者は、請求期間において、同社から7万158円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出された健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書により、事業主は、請求期間を含む令和元年*月*日から令和2年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与一覧表において確認できる賞与額から、7万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200064号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200018号

第1 結論

請求者のA社における令和元年12月6日の標準賞与額を35万3,000円とすることが必要である。

令和元年12月6日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年12月6日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「令和元年12月6日賞与計算 支給・控除一覧表」(以下「賞与一覧表」という。)により、請求者は、請求期間において、同社から35万3,979円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出された健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書により、事業主は、請求期間を含む令和元年*月*日から令和2年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記賞与一覧表において確認できる賞与額から、35万3,000円とすることが必要である。